

学校いじめ防止基本方針

～生徒指導のパラダイムシフト～

生徒指導と言うと、課題・問題が起き始めたことを認知したらすぐに対応する（即応的）、あるいは、困難な課題に対して組織的に粘り強く取り組む（継続的）というイメージが今も 根強く残っています。しかし、今はこの発想では対応が遅れ、重大事態や暴力行為の増加、自殺の増加などを止めるのが難しい状況です。起きてからどう対応するかという以上に、どうすれば起きないようにするのかということに重点を注いでいきます。

1 いじめについての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼすことがある許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えをもとに、教職員が日頃からけんかやふざけ合い、何気ない行為などを含めて、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

また、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、善悪の判断や人を思いやる気持ちをもつことが必要である。そのために、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校、学級づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに成長できる魅力ある学校づくりに努める。

いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）（いじめの解消）

いじめの解消

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3 か月を目安とする。
- ②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題調査」より）

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童の訴えから状況をつかんで見極め、特定の教員がかかえこむことがないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、養護教諭、学年主任、該当学級担任、生徒指導担当、長期欠席対策担当、スクールカウンセラーで構成する。必要に応じ、語学相談員等を加えたり関係諸機関と連携を図ったりする。

3 今年度の基本方針

（1）未然防止の授業スタイルの確立

生徒指導提要の4つの柱を取り入れた授業スタイルを進めていく。

4つの柱と授業の関係性

- ① 自己存在感の感受・・・・・・・・・・授業内での自分の考えを持つこと
- ② 共感的な人間関係の育成・・・・・・・・・・チーム隊形時の聴き合いでの親和的關係性
- ③ 自己決定の場の提供・・・・・・・・・・課題把握後の学びを委ねられたときの学び方決定
- ④ 安全・安心な風土の醸成・・・・・・・・・・チーム隊形時の聴き合い等での否定をしない関係

（２）指導提要に準じた新しい生徒指導の形の推進

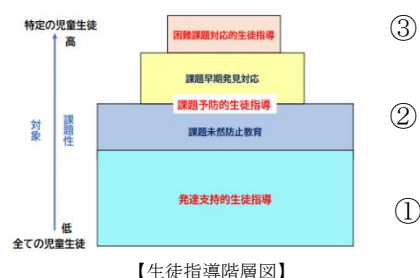
① 発達支持的生徒指導

学級内における多様性（長欠傾向児童、発達障害傾向、外国籍児童など）を受け入れ心理的安全性の高い学級づくりを目指す。特に、教師と児童がさりげない優しさでつながる関係を築くことが求められています。本校では、本校の授業スタイルの中で、教師が多様性の児童に支援する（第１次支援）を行い、更に、内容に対しての困り感をもつ児童、ギフテッド児童等を支援していく（第２次支援）。学期に１度行われる校内特別支援委員会で、児童の見取りを全職員で行う。

② 課題予防的生徒指導

課題予防的生徒指導は、課題未然防止教育と課題早期発見対応で構成し、本校の未然防止教育は、各教科での授業スタイルの継続を中心に安全で安心な教室をつくる。さらに、学期末での情報モラル教育、薬物乱用防止教室と教育などを実施していく。課題早期発見対応は、児童が困りごとをすべての先生に対して相談できるような関係を築く。特に、授業中に「わからない」を表に出せる児童同士の関係や仲間からの援助を引き出せるような関係も築きたい。

生活アンケートも学期に２回実施する。



③ 困難課題対応的生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童を対象に、校内の教職員（教員、SC、SSW 等）だけでなく、校外の教育委員会等、児童相談所、警察などとの連携を行って課題解決に向かっていく。

（２）昨年度のいじめの実態から明らかになった課題

- ① 毎月全校で取り組む「健康の日」において、ソーシャルスキルトレーニング（城南仲よしスキル）を行い、友達とのかかわり方や自分の気持ちをコントロールする方法などについて学んでいる。しかし、自分の気持ちが抑えられなかったり、その場の雰囲気によって流されてトラブルを起こしてしまったりする児童が存在した。
- ② 生活アンケートの結果を基に、担任が児童からを聴くと、級友と上手くかかわれず疎外感を感じたり、気を引こうとして嫌がらせを受けたりする事案があった。
- ③ 通学班登校時の人間関係から、悪口や嫌がらせを受ける等の事案が発生した。保護者から相談があり、役職、担任、通学団担当など複数の教員で対応した。

（３）課題を解消するための今年度の取り組み

- ① 小学校は、一日のほとんどを担任とそのクラスメイトから成る構成メンバーで過ごす。従って、児童の発達段階に応じた、互いを認め合う温かな人間関係づくりが重要であると考えます。そこで、すべての子の心理的安全性の高い「居場所づくり」と子供たちが自己有用感を高められる「絆づくり」ができるよう、以下のような取り組みを充実させる。

【具体的な取り組み】

- ・授業中のチーム隊形での聴き合いを充実させる。相手の意見を否定することなくお互いを尊重できる関係を築く。
- ・「城南仲よしスキル」の年間計画に沿って、系統的にソーシャルスキルトレーニングを行う。全校で一斉に取り組むとともに、保健だよりを通じて保護者にも活動内容を周知していく。
- ・「城南 CITY カーニバル」などの学校行事や「山の学習」などの学年行事を通じて、一人一役など、児童一人一人が自己有用感や成就感を感じることでできる運営の工夫をする。
- ・教室環境、児童机、筆箱の中身等、整理整頓を働きかけ、所有物を本人が管理し、よりよい学習環境づくりに努める。

- ・児童相互のコミュニケーションを図るため、朝の帯時間を活用して、テーマを決めた対話（聴き合い）を行っていく。

<共感的人間関係づくりのための聴き合い参考例>

学年区分	アイスブレイク	話題の型	聴き方のめあて	有効な手立て
低学年 (1・2年)	・ハートビート ・たけのこ よつき	・二者択一（給食 or 弁当） ・好きな〇〇 ・～とはどんなものか	・目を見る／体を向ける ・あいづち（ああ！ うんうん） ・最後まで聴く ・否定しない	・教師の合図 「どう？」 ・二者択一で 入口づくり ・質問でつなぐ (なぜ？どうして？) ・反応できたら称賛
中学年 (3・4年)	・テレパシー ・たけのこ よつき ・挨拶+自己紹介	・二者択一 ・3分の1ダウト（3年） ・もしもシリーズ ・仲間のよいところ見付け	・目・耳・心を向ける ・うなずくりアクション ・つなげる表現（～さんと同じで／付け足すと） ・質問して返す	・待つ態度の称賛 ・答えやすい話題設定 ・反応できたらすぐに称賛
高学年 (5・6年)	・テレパシー ・もしもし かめよ ・たけのこ よつき	・仲間のよいところ見付け ・～とはどんなものか (定義づけ) ・行事・学習・おすすめ本 ・自己開示 (実はこう見えて…)	・最後まで聴く ・相手の意見を認める ・類似点・相違点に気づく ・関連づけて深める ・マジックワード	・授業で聴き合いの場面を設定 ・子どもがテーマを見つける設計 ・合意形成の流れを学ぶ
特別支援	・テレパシー ・二者択一 ・24 ゲーム	・身近で簡単なテーマ（誕生日会のおやつ、遭難時に必要なもの）	・顔を見る ・うなずく ・適切な反応	・カード、イーゼルで可視化 ・反応できたら称賛 ・答えやすい話題の提示

- ② 児童が、困ったことや悩んでいることなど、どんな事でも素直に話することができるよう、担任や他の教員との信頼関係を築くことが大切である。いじめのとらえを広くして、いじめのささいな兆候や懸念を見逃さずに、**いじめ見逃しゼロ**を以下のような取り組みを進めていく。

【具体的な取り組み】

- ・全職員が全児童にとっての担任という意識をもたせるようにするために、児童によく声をかける。
- ・日頃から一緒に遊んだり声をかけたりするなど、児童とのかかわりを深め、互いに信頼し合える関係を築く。教師と児童がさりげない優しさでつながるようにする。
- ・毎週末の夕方に職員間での情報交換の場を設定し、全職員で共通理解を図る。
- ・年に5回の「生活アンケート」と年に4回の「心のアンケート」を実施する。アンケートは保存し、前回からの変容を見逃さないようにする。
- ・アンケートをもとに、全員にマンツーマントーク（面談）を実施する。マンツーマントークの時間を年間計画に位置付け、時間を保証する。何気ない言動から精神的な苦痛を感じていないかなど個人差を十分配慮しながら、児童理解に努める。
- ・毎日の健康観察や欠席状況などに変調が見られた場合は、面談をしたり保護者と連絡を取ったりするなど、早期対応を心がける。

- ③全教職員が「いじめは発見しにくいもの、発見されにくいもの、そして必ずあるもの」という共通認識をもって、いじめ問題に対応していくことが大切である。学校組織全体で対応できるよう、以下のような取り組みを進めていく。

【具体的な取り組み】

- ・学期に一度、保護者対象のアンケートを実施する。
- ・学校生活の指針である「城南っ子憲章」や「城南っ子の心構え」「学校いじめ防止基本方針」などについて、職員会議や現職研修など全教職員が確認できる場を設ける。
- ・毎学期実施される「いじめ・長期欠席対策委員会」において、いじめ事案の現状や対応について、報告・共通理解を図る。
- ・いじめ事案への対応は一人で進めるのではなく、複数名あるいは組織で進める。
- ・必要に応じて、児童相談所や警察などの関係諸機関と連携をとりながらその対応にあたる。

4 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN〔計画〕→DO〔実行〕→CHECK〔点検〕→ACTION〔働きかけ〕）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・長期欠席対策委員会で教職員の取組状況を見直しながら、いじめに関する取り組みの検証を行う。
- (3) 学期末保護者会などで、保護者に児童の生活の様子を話すとともに、必要に応じて、児童が実施した「生活アンケート」の結果についても適切に情報を共有する。

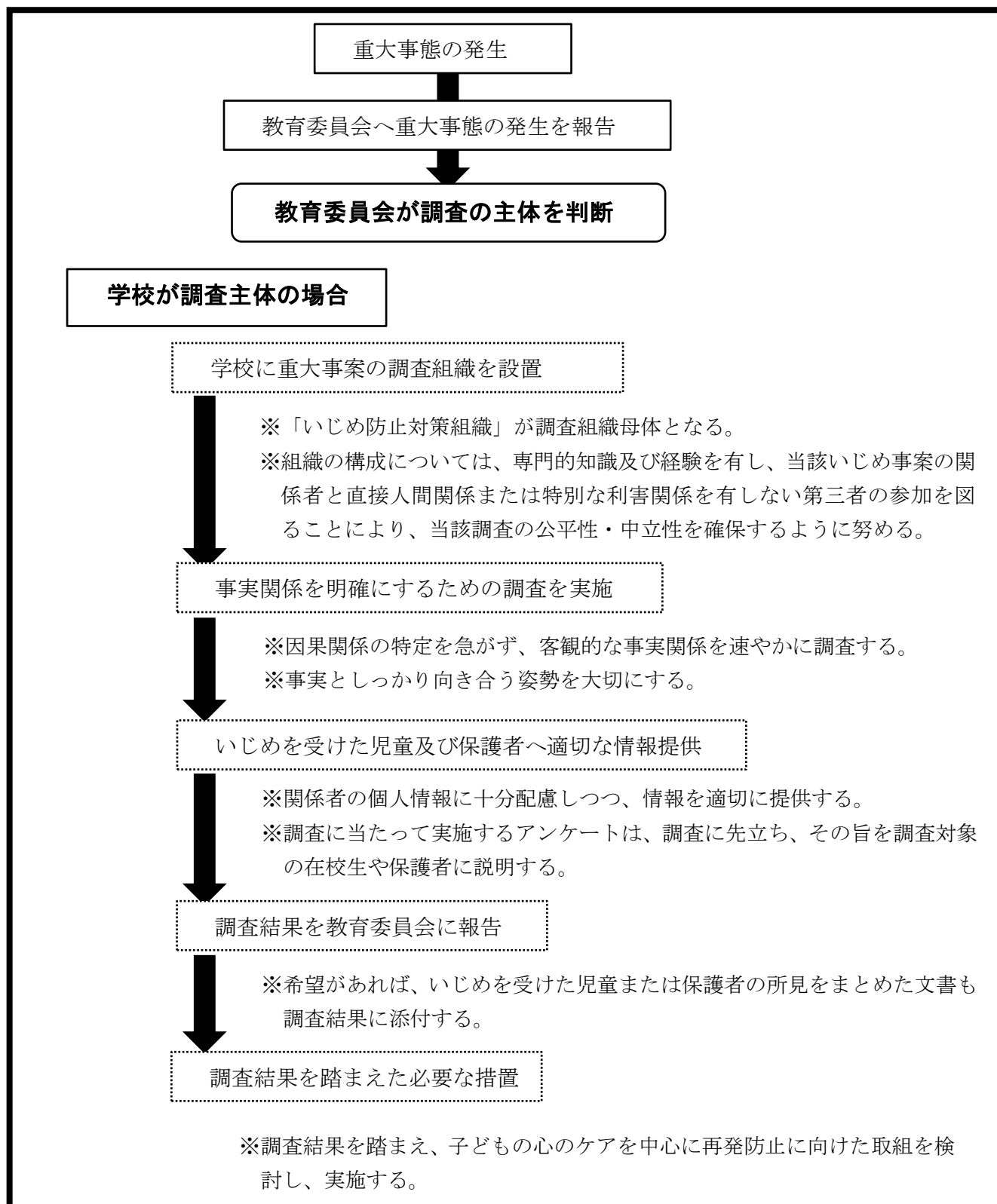
5 その他

- (1) いじめや暴力行為などの問題行動およびそれらの原因やきっかけとなる行為に関する校内研修を実施し、児童理解といじめや問題行動への対応に関する教師の資質向上に努める。

(2)「学校いじめ防止基本方針」は、保護者に配付するとともに、ホームページに掲載する。

(3) 長期休業に向けて事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



いじめ防止年間計画

	「いじめ・長期欠席対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ ○「学校いじめ防止基本方針」確認	○生徒指導を含んだ授業の展開(通年) ○相談室やS.Cの児童・保護者への周知 ○学級・学年開き ○保健指導(健康の日実施)	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○授業参観、PTA 総会、 ○家庭訪問 ○「学校いじめ防止基本方針」の配付やHP 更新
5月	D ↓ ○情報共有・対応協議	○運動会 ○山の学習(5年)	○学校生活アンケート① ○マンツーマン・キنگ①	○PTA 役員会・委員会 ○学区運動会(学校と同日開催)
6月	C ↓ ○いじめ長期欠席対策委員会①	○学校保健委員会	○WEBQU①(4～6年) ○学校生活アンケート②	○学校評議員会 ○学校保健委員会
7月	A ↓ ○情報共有・対応協議	○情報モラル指導(終業式)	○保護者アンケート ○マンツーマン・キング②	○個別懇談会 ○資源回収①
8月	P ↓ ○教員研修②「構成的エンカウンター、ソーシャルスキル」について			○学区夕涼み会 ○親子ラジオ体操
9月	D ↓ ○情報共有・対応協議		○身体測定 ○学校生活アンケート③ ○マンツーマン・キング③	○PTA 役員会・委員会 ○学区敬老会 ○資源回収②
10月			○WEBQU②(4～6年)	
11月	○いじめ長期欠席対策委員会②	○修学旅行(6年)		○学区子どもまつり スポーツレクリエーション大会 ○授業参観
12月	C ↓ ○情報共有・対応協議	○人権週間(道徳) ○人権講話 ○情報モラル指導(終業式)	○保護者アンケート ○学校生活アンケート④ ○マンツーマン・キング④ ○学校評価アンケート(児童)	○チャレンジかけ足大会 ○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート ○城南夢プロジェクト
1月	A ↓ ○情報共有・対応協議		○身体測定 ○学校生活アンケート⑤	○授業参観 ○城南 CITY カーニバル
2月	○自己評価 ○いじめ長期欠席対策委員会③ ○情報共有・対応協議		○マンツーマン・キング⑤ ○学校生活アンケート⑥	○学校評議員会 ○PTA 役員会・委員会 ○資源回収③
3月	○「学校いじめ防止基本方針」見直し	○卒業を祝う会 ○情報モラル指導(修了式前日)	○保護者アンケート ○心のアンケート④	
通年	P ↓ ○いじめに関する情報収集 ○対応策の検討 ○カウンセリング後のSCとの情報交換	○朝会の校長講話 ○道徳、特活の充実 ○養護教諭「保健だより」のソーシャルスキル ○生徒指導を含んだ授業の展開(通年)	○健康観察 ○養護教諭、S.C、語学指導員の教育相談 ○毎月5日頃「城南小健康の日」に心配な児童に対する継続的な声かけ	○学校ホームページ、保健だよりによる発信

※S.C・・・スクールカウンセラー